

岩手県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年1月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
おばら内科・消化器内科クリニック	花巻市仲町5番8号	平成28年9月1日
フジクラ訪問看護リハビリステーション	釜石市栗林町第22地割14番地5	平成28年9月27日
アイセイ薬局滝沢店	滝沢市穴口323番地3	平成28年10月1日
訪問看護ステーション結いの手	紫波郡矢巾町南矢幅第7地割445番地 薬王堂岩手矢巾店2階	〃
多田歯科医院	花巻市東和町安俣11区1番地2	平成28年11月1日